

# 4 建築物の耐震化を促進するための施策

市は、県や関係団体と連携しながら建築物の耐震化に関する意識啓発を進めます。  
また、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断や耐震改修に係る負担軽減のための支援策等、耐震化促進に取り組みます。

建築物の耐震化を促進するための施策

## (1) 耐震化に関する意識啓発及び知識の普及

- ア) 防災訓練等を活用した意識啓発及び知識普及
- イ) パンフレット等による情報の周知
- ウ) 防災ハザードマップの作成・配布
- エ) 地域住民・地域組織との連携

## (2) 安心して耐震診断・耐震改修を行うことができる環境の整備

- ア) 相談窓口の設置
- イ) リフォームにあわせた耐震診断・耐震改修の誘導
- ウ) 埼玉県マンション居住支援ネットワークの活用

## (3) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

- ア) 支援制度等
- イ) 融資制度
- ウ) 税の特例措置
- エ) その他支援策の検討

## (4) 地震時の安全対策

- ア) 家具や棚等の固定による安全対策
- イ) 窓ガラス・天井等の安全対策
- ウ) エレベーターの安全対策
- エ) ブロック塀等の安全対策

### 耐震化を促進するための指導や命令等

市は、県が行なう耐震改修促進法による指導等及び建築基準法に基づく勧告又は命令について、その活動に協力していきます。

## 建築物の耐震診断・改修に関するお問い合わせ

市では、木造住宅の簡易耐震診断のほか、災害発生時の安全対策、耐震改修等における助成制度や税制措置などについて窓口にて情報提供を行っております。

お問い合わせはこちらまで  
お気軽にご相談下さい!

### 入間市建設部建築指導課

- ☎ 電話：04-2964-1111
- 📠 ファックス：04-2965-0232
- ✉ 電子メール：ir360500@city.iruma.lg.jp

# 入間市建築物耐震改修促進計画 〈概要版〉



## 1 計画の背景

**⚠️ 多くの人が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によって命を落しています!!**

平成7年に発生した阪神・淡路大震災での死者の9割が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒による圧死です。

特に、倒壊等の被害が大きかったのは昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた建築物でした。

**⚠️ 大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況です!!**

近年、日本各地で大規模な地震が発生しており、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況です。

地震による被害を最小限に止めるには?



**建築物の所有者が耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。**

**国** 改正「耐震改修促進法」の施行（H18.1）

**県** 「埼玉県建築物耐震改修促進計画」の策定・公表（H19.3）

耐震改修促進法に基づき、埼玉県建築物耐震改修促進計画を踏まえて、  
**入間市建築物耐震改修促進計画** を策定しました。

# 2

## 計画の基本的事項

### 目的

住宅その他の建築物の耐震化を促進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による建築物の倒壊等の被害から保護する。

### 計画期間

平成21年度から平成27年度までの7年間。

### 対象建築物

市内にある下記に示す建築物のうち、昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された建築物。

| 区分    | 種類     | 内容  |
|-------|--------|---|
| 民間建築物 | 住宅     | ○戸建住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅   |
|       | 特定建築物等 | ○耐震改修促進法第6条に定める建築物<br>①多数の者が利用する一定規模以上の建築物（学校、店舗、マンション、福祉施設など）<br>②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物<br>③*地震時に通行を確保すべき道路（県指定の緊急輸送道路）の沿道建築物のうち、道路を閉塞する恐れのある建築物 |
| 市有建築物 | 特定建築物等 | ○市所有特定建築物等<br>○避難所等となる建築物<br>○災害時に拠点等となる建築物   |

**※地震発生時に通行を確保すべき道路**  
地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路があります。これらが沿道の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられることのないように、耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要があります。



### 【参考】想定される地震の規模・被害

県が行なった第4回目の「埼玉県地震被害想定調査（平成19年11月公表）」では、5つの想定地震について建物、人的、ライフラインなどの被害想定結果が示されています。

入間市においては「立川断層帯による地震」の影響が最も大きく、被害が最も大きいと想定されています。

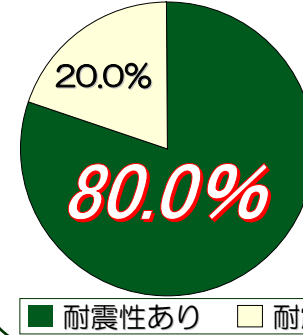
| 立川断層帯による地震での被害内容 |           |     |        |
|------------------|-----------|-----|--------|
| 建物               | 木造        | 全壊数 | 303棟   |
|                  |           | 半壊数 | 2,126棟 |
|                  | 非木造       | 全壊数 | 25棟    |
|                  |           | 半壊数 | 114棟   |
| 人的被害             | 死傷者（冬18時） | 死者  | 21人    |
|                  |           | 負傷者 | 67人    |
|                  |           | 軽症者 | 389人   |

# 3

## 建築物の耐震化の現状と目標

※平成20年10月現在

### 【住宅の耐震化の現状】

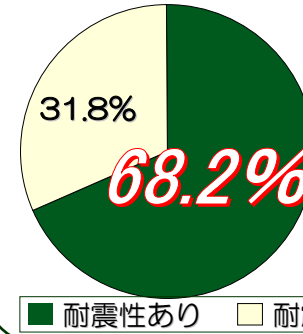


現在、住宅全体のうち、80.0%の49,316戸が耐震性を満たしているの見込まれます。目標を達成するには、施策により858戸の耐震化を進めていくことが必要になります。

平成27年度時点の  
目標耐震化率

90%

### 【民間特定建築物等の耐震化の現状】

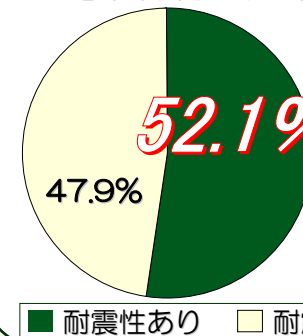


特定建築物等のうち、68.2%が耐震性を満たしているの見込まれます。

平成27年度時点の  
目標耐震化率

90%~100%

### 【市有特定建築物等の耐震化の現状】



特定建築物等のうち、52.1%が耐震性を満たしているの見込まれます。

平成27年度時点の  
目標耐震化率

100%

### 市有建築物の耐震化の基本方針

市有特定建築物等の耐震化を計画的、かつ、効率的に進めるため、次の事項等を勘案し、優先的に耐震化すべき建築物や耐震性能向上の目標値等を検討していくものとします。

#### ア) 建築物の用途及び規模

- ・耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物（多数の者が利用する建築物）

#### イ) 入間市地域防災計画における位置付け

- ・避難所等となる建築物
- ・災害時に拠点等となる建築物

#### ウ) 耐震改修促進法に基づく安全性の評価

- ・耐震診断の結果に基づく建築物の地震に対する安全性の評価

- その他の市有建築物についても、市有特定建築物等の耐震化の基本方針に準じ、計画的かつ効率的に耐震化を検討していくものとします。